

小児慢性特定疾病医療費助成制度と静岡県・市町のサービス

小児慢性特定疾病医療費助成制度

1. 制度の概要

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費負担も高額となることから、児童の健全育成と患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、**医療費の自己負担分の一部が助成されます。**

小児慢性特定疾病にかかっている、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満(継続は20歳未満)の児童等が対象です。※対象疾患は「小児慢性特定疾病情報センター」のHPをご覧ください。また、必要な書類は静岡県のHPからダウンロード出来ます。

小児慢性特定疾病情報センター:



静岡県:



2. 自己負担額について

○算定方法

項目	内容
自己負担割合	2割
自己負担上限月額	医療保険における「世帯」の市町村民税の課税額に応じて算定 ※入院、外来の区別なし ※薬局、訪問看護ステーションについても、自己負担上限額の範囲内で負担 ※保険証や世帯の変更により自己負担上限月額が変わることがあります。
入院時の食費	2分の1自己負担
同一世帯に複数対象者がいる場合	世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分

○毎年更新の手続きが必要です。

○保険証や住所の変更があった場合には、保健所で手続きが必要です。

3. 償還払いとこども医療費助成制度による償還払いについて

申請から受給者証がお手元に届くまでの間に受診し、医療機関窓口等で自己負担金をお支払いの方は自己負担金が戻る場合があります。手続きについては管轄の保健所にお問い合わせください。

また、市町で実施しているこども医療費助成制度の対象者は、小児慢性特定疾病にかかる医療費を医療機関にお支払い後、市町の窓口にて手続きを行うと、自己負担金が還付される場合があります。詳細は、お住まいの市町にお問い合わせください。

難病医療費助成制度(指定難病及び特定疾患等) 20歳以降の制度

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象であった方が年齢要件から外れた後、難病医療費助成制度を利用出来る場合があります。難病医療費助成制度に年齢制限はありません。小児慢性特定疾病医療費助成制度と同様負担上限額があります。

詳しくは難病情報センターのHPをご覧ください。 静岡県:



難病情報センター:



18歳(人によっては20歳)以降難病医療費助成制度に変更できる事があります。くわしくは地域医療課へお問い合わせください。

地域医療課
電話番号:054-644-9273



医療的ケア児就学支援事業(就学支援関係)



区分	県立学校医療的ケア児就学支援事業	難病患者介護家族リフレッシュ事業
実施主体	県(県教育委員会)	市町(県が一部助成)
対象者	県立学校 ・通学時の支援 ・在校時の支援	県内特別支援学校(小・中学部) ・在宅時の支援 県内全小中学校(政令市含む) ・通学時、在宅時の支援
費用負担	なし 訪問看護師利用料は県負担 車両代は就学奨励費対応	1割
回数制限	なし※訪問看護事業所の事情による	80日
利用条件	※利用時は学校にご相談ください。 ＜通学時の支援＞登下校時に医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できないものうち、保護者の付添いが困難なもの。 ＜在校時の支援＞人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのあるもの	各市町にお問い合わせ下さい。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

療育相談	日常生活での相談や、福祉制度の紹介等ご相談に対応します。
患者・家族交流会	交流会を保健所で実施しています。
講演会(当事者向け・支援者向け)	支援者や患者家族に向けての講演会を保健所で実施しています。

詳しくは管轄保健所にご確認ください。

静岡県医療的ケア児等支援センター

在宅の医療的ケア児等とその御家族が身近な地域で安心して暮らしていただけるように、専門の相談員が医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な御相談に対応いたします。

相談受付: 平日、午前10時~午後4時

電話番号: 054-204-1380

ファクス: 054-204-1385 メール: shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp



小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

1 給付対象者

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けている児童等で対象になる方は日常生活用具の給付が受けられます。ただし、他の制度の日常生活用具給付対象になる方を除きます。用具の給付に際し、住民税の納付金額に応じて一部負担金を徴収します。

2 給付種目等については詳しくは小児慢性特定疾病情報センターでご確認ください。

小児慢性特定疾病情報センター:



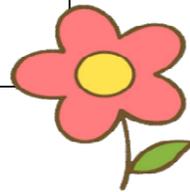
各自治体の社会保障制度

【乳幼児・子ども医療費助成】

静岡県に住んでいるすべての0歳から高校3年生までのこどもが医療機関でこども医療費受給者証を提示することにより、入院の場合は1日あたり500円、通院の場合は1回につき500円の自己負担で医療を受けることができます。市町によっては、独自の助成制度を実施し、自己負担無しで医療費の助成を受けることができます。

◆以下は各自治体で申請できます。◆

- ◆身体障害者手帳
- ◆精神障害者手帳
- ◆療育手帳
- ◆特別児童扶養手当※所得による制限あり
- ◆重度障害者(児)医療費助成制度※対象年齢、所得制限など自治体により異なる
- ◆障害児福祉手当



【問い合わせ先】

島田市福祉課 住所: 島田市中央町 1-1 電話: 0547-36-7154	焼津市障害福祉課 住所: 焼津市本町 2-16-32 電話: 054-626-1127
藤枝市障害福祉課 住所: 藤枝市岡出山 1-11-1 電話: 054-643-3294	牧之原市社会福祉課 住所: 牧之原市静波 991-1 電話: 0548-23-0072
吉田町福祉課 住所: 榛原郡吉田町住吉 87 電話: 0548-33-2104	川根本町健康福祉課 住所: 榛原郡川根本町上長尾 627 電話: 0547-56-2224

災害時の備え

災害時の備えはしてありますか。災害時、医療的ケアが必要、内服薬が必要な人には災害に備えて余分に持っておくなど通常よりも準備するものが多いです。詳しくは**防災のチラシ**をごらんください。



患者・家族会

■全国心臓病の子どもを守る会 静岡県支部



■公益財団法人 がんの子どもを守る会(全国)

■公益財団法人 がんの子どもを守る会 静岡支部
(HPではなくFacebookにとびます)



■認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク



★お問い合わせ★

静岡県中部健康福祉センター
電話: 054-644-9276

